

第
97
号

農業委員会だより

農業委員会からのお知らせ

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

岡山市では、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)に基づき、下記のとおり、次期(令和5年7月任命・委嘱)の農業委員、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)の募集を行います。

農業委員は応募による候補者の中から市長が議会の同意を得て任命

推進委員は応募による候補者の中から農業委員会が担当区域ごとに委嘱

農業委員、推進委員は、岡山市の特別職の職員となります。

[任用期間] 令和5年7月20日～令和8年7月19日まで(3年間)

[募集人数](各委員の定数)

○岡山市第一農業委員会(北区及び南区を管轄)

農業委員 17人以内 推進委員 44人

○岡山市第二農業委員会(中区及び東区を管轄)

農業委員 10人以内 推進委員 23人

※推進委員の担当区域、担当地区ごとの配置人数(3ページに記載)

[委員の報酬] 農業委員、推進委員とも、月額33,000円

[応募の方法] 自薦又は推薦(団体推薦又は個人推薦)による応募

[応募書類の配布場所等]

農業委員会事務局、農林水産課、各区役所農林水産振興課及び各支所産業建設課の窓口

※農業委員会ホームページから取得可能(https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html)

[応募の受付期間] 令和4年12月20日(火)～令和5年1月31日(火) 必着

[応募の受付場所・郵送先] 農業委員会事務局

岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎7階)

※区役所、支所での、受付はできません。

規定の様式に必要書類を添えて、直接持参又は郵送でご提出ください。

窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時(土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

なお、郵送の場合は、令和5年1月31日までの消印を有効とします。

[問い合わせ先] 農業委員会事務局 ☎086-803-1564

※応募状況(途中経過、最終結果)は、農業委員会ホームページで公表。

委員の主な業務、応募資格、提出書類等は、2～3ページをご覧ください。

1～3ページ	農業委員・推進委員の募集について
4ページ	農地相談会のお知らせ
5ページ	農地意向調査について、農地の適切な管理について
6～7ページ	農業者年金
8ページ	人・農地プランについて、全国農業新聞、編集後記

編集
発行

岡山市第一・第二農業委員会

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話：086-803-1562,1564 FAX：086-231-5690

ホームページ… [岡山市農業委員会事務局](https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html)

検索

https://www.city.okayama.jp/soshiki/37-0-0-0-0_1.html

農業委員の応募について

1 主な業務

推進委員と連携し、農業委員会に属する事項の決定など合議体としての意思決定を行う。

- (1) 農地の権利移動等、農地法の規定による審議・許可
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（遊休農地発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするための活動等）に関する指針の策定・変更
- (3) 農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出 など

2 応募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 選考基準

- (1) 農業に関する識見を有する者であること。
- (2) 農地等の利用の最適化に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。
- (3) 認定農業者である個人、認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人が、委員の過半数を占めること。
- (4) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。
- (5) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。
- (6) 農業委員の数が、推進委員の担当区域毎に偏りが生じないよう考慮すること。

4 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農業委員会の委員応募書」、「同意書」
- (2) 推薦による応募 「農業委員会の委員推薦書」、「同意書」

農業委員と推進委員を同時に応募することができます。

ただし、農業委員と推進委員を兼務することはできません。

農地利用最適化推進委員の応募について

1 主な業務

農業委員と連携し、担当区域の農地利用の最適化の推進のため、現場活動を行う。

- (1) 農地の権利移動等の申請地の現地確認や農業委員への意見提出
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- (3) 担い手への農地集積を推進するための農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
- (4) 担い手の新規参入の促進（新規参入の担い手への農地あっせんなど）
- (5) 農地中間管理機構との連携 など

2 応募資格

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 選考の基準

- (1) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であること。
 (2) 担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができること。

4 提出書類

- (1) 自薦による応募 「農地利用最適化推進委員応募書」、「同意書」
 (2) 推薦による応募 「農地利用最適化推進委員推薦書」、「同意書」
 農業委員と推進委員を同時に応募することができます。
 また、複数の区域の推進委員にも応募ができます。
 ただし、農業委員と推進委員を兼務はできません。

農地利用最適化推進委員の担当区域及び配置人数

○岡山市第一農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
北 区	中 央	旧岡山市（北区のうち、下記以外の区域）	3
	一 宮	旧一宮町	3
	津 高	旧津高町	3
	高松・吉備	旧高松町、旧吉備町	4
	足 守	旧足守町	4
	御 津	旧御津町	4
	建 部	旧建部町	4
南 区	岡 南	旧岡山市（南区のうち、下記以外の区域）	3
	福 田	旧福田村	2
	妹 尾	旧妹尾町	2
	興 除	旧興除村	3
	藤 田	旧藤田村	4
	灘 崎	旧灘崎町	5

○岡山市第二農業委員会

区名	区域名	担当区域	配置人数
中 区	旭 北	旧岡山市、旧高島村、旧幡多村、旧財田村	2
	旭 南	旧操陽村、旧三幡村、旧沖田村、旧富山村、旧平井村	3
東 区	西大寺	旧西大寺町ほか（東区のうち、下記以外の区域）	4
	上 南	旧光政村、旧津田村、旧九幡村、旧金田村	4
	山 南	旧太伯村、旧幸島村、旧豊村、旧朝日村、旧大宮村	5
	上 道	旧上道町	2
	瀬 戸	旧瀬戸町	3

～農業委員会からのお知らせ～

農地の利用意向調査について

農業委員会では、令和4年8～10月の間に農地の利用状況調査（農地パトロール）を行いました。調査の結果、1年以上耕作されていないと判断されたすべての農地（現況が山林又は原野化した農地を除く）について、耕作者の方に対し、「利用意向調査票」を郵送することにより、今後の利用方法について意向をお尋ねします。

「利用意向調査票」が郵送された際は、必要事項を記載の上、農業委員会まで必ずご返送ください。（※）

◇利用意向調査の対象農地と回答期限

①対象農地	②回答期限
調査時点で遊休農地と判定したすべての農地（ただし、現況が山林又は原野化した農地を除く）を対象として、毎年、利用意向調査を実施	利用意向調査実施日から 1か月以内

◇農地を耕作することが出来ない場合などは

ご自身やご家族で耕作できない場合は、農業委員会事務局までご相談ください。
（※）郵送された「利用意向調査票」に必要事項を記載の上、ご返送ください。



農地中間管理機構を通じた農用地利用集積計画（利用権設定）などにより、担い手農家に農地を貸し出し、農地の有効利用が図られるように調整します。
ただし、農地の状況（場所・面積・形状・取水・進入路等）によっては、借り手が見つからない場合があります。

農地の適切な管理について

農地や隣接する畦等の草刈りはキチンとできていますか？

農地が適切に耕作されず、雑草等で荒されると病害虫の発生元となったり、周辺の農業や生活環境に悪影響を及ぼします。

一旦、農地が荒れてしまうと元通りにするには大きな困難が伴います。農地を所有、または利用されている方は適切な管理をお願いします。

お問い合わせ先 岡山市第一・第二農業委員会事務局 電話：086-803-1562

～岡山市・岡山市農業委員会事務局からのおしらせ～



人・農地プランの実質化について

誰が誰とどのように農地を利用するのか。将来の農業について話し合しましょう。

◆人・農地プランとは？

地域には、「農地を貸したいが受け手が見つからない」、「農地を借りたいが出し手が見つからない」、「農地が利用できず、耕作放棄地が増えている」など、将来、人と農地をどのように利用していけばよいのかといった課題があります。これらの課題を解決するために、地域での話し合いを経て地域農業のあり方をまとめたものが、「人・農地プラン」です。市では、これまで市内全域を16地区に分けて、それぞれの地域特性を踏まえた「人・農地プラン」を策定してきました。

◆人・農地プランの「実質化」って何？

人・農地プランの実質化とは、これまでに策定してきた「人・農地プラン」をより進め、5年から10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）や農地の集積・集約化の方針などを決めて、近い将来の農地の「出し手」と「受け手」を明らかにする取り組みです。

このため、市内全域の地区をさらに細分化した地域（集落単位）で話し合いを行い、人と農地の利用方針を具体的に決めていくこととなりました。この実質化の取り組みについては、既にアンケート調査や話し合いを行っている地域（集落）があり、まとまり次第実質化を行う予定です。

◆どうやって進めて行けば良いのか？

人・農地プランの実質化を進めたい方は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ相談していただくほか、地域で実質化を進めたい仲間を集めるなど、地域（集落単位）で「話し合いの場」を設けるようお願いいたします。地域での話し合いには、岡山市や市農業委員会からも説明にうかがえます。詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。



人・農地プランの実質化の進め方

- 1 アンケートの実施
おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を実施
- 2 現況把握（地図の作成）
アンケートの調査結果を地図にして、話し合いの場で活用
- 3 集約化に関する将来方針の作成（話し合いの開催）
5年から10年後の農地利用を担う経営体（中心経営体）の方針決定
※話し合いには、農業者の方のほか、岡山市、市農業委員会、JA、
農地中間管理機構等が参加します。

Point!

◆人・農地プランの実質化のメリットは？

話し合いにより地域の将来的なプランがまとまることで、皆さんの共通認識が高まります。さらに、「人・農地プラン」の中心経営体となる方は、スーパーL資金の融資が当初5年間無利子となる支援の対象となります。

課題解決に向けて、皆さんで
取り組んでまいりましょう！



問い合わせ先

岡山市農林水産課 (086) 803-1343
岡山市第一、二農業委員会事務局 (086)803-1562
各区役所農林水産振興課、各支所産業建設課



終身年金で
安心!

農 知 業 っ 者 て 年 得 金 す る

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を!

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料の国庫補助**

ポイント

3

保険料は**全額社会保険料控除の対象**
など、生涯を通じて大きな節税効果!

詳しくは…

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

- 年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。
- 高齢農家世帯の家計費は、月額約22万円というデータがあります。
国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。
- 農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。
- 農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間（令和2年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.97%です。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算で最大216万円）があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、同一生計の家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL：03-3502-3199

●企画調整室

TEL：03-3502-3942

～農業委員会からのお知らせ～



農地相談会について (第一農業委員会)

農地の貸し借り、所有権移転や転用など、農地に関するさまざまなご相談をお受けする「農地相談会」を開催します。

ご相談は無料で、農業委員、農地利用最適化推進委員が対応いたします。

感染症拡大防止の観点から、誠に恐れ入りますが**事前予約の上、お越しください。**なお、事前予約がない場合、長時間お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

●予約連絡先（農業委員会事務局）：086-803-1562

◇令和4年度農地相談会日程

中・中央地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
津高	令和5年1月19日（木曜日）	9時30分～12時	JA岡山 津高支所
中央	令和5年2月3日（金曜日）	9時30分～12時	JA岡山 白石支所

北・吉備地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
吉備	令和5年1月17日（火曜日）	10時～15時	JA岡山 吉備支所
高松	令和5年1月27日（金曜日）	10時～15時	JA岡山 高松支所
足守	令和5年2月2日（木曜日）	10時～12時	JA岡山 足守支所

御津・建部地区

地区	開催日	開催時間	開催場所
建部	令和5年1月20日（金曜日）	10時～12時	JA岡山 建部営農センター
御津	令和5年1月31日（火曜日）	10時～12時	御津公民館

編集後記

今年も、早いもので残り1カ月をきりました。昨年までの、新型コロナや異常気象に続き、今年は、物価上昇という暗い話題が加わっています。特に、肥料価格等の上昇は、我々農業者にとってのコストとして収益に大きな影響を与えています。一方で、稲の作況指数は平年並みであり、果樹についても糖度の高いおいしい作物が収穫できました。また、台風についても岡山では幸い大きな被害が出ずに済みました。自然の恵みに感謝し、来年こそは、災禍のない年であることを祈りつつ、新しい年を迎えたいと思います。

編集委員

惣市英康 大森美也子 秋山幸江 板野俊之
森安幸三 佐藤操 片岡靖登 水内清郎 (順不同)

全国農業新聞 農業新聞を購読しませんか

月4回 金曜日発行
B3版 10～14ページ

購読料
月700円（送料込み）

お申し込みは、農業委員、
農地利用最適化推進委員、
農業委員会事務局 まで